



DISCLOSURE

2013年 ディスクロージャー



石巻商工信用組合

ごあいさつ

平素は、石巻商工信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、当組合の現況(平成24年度第58期)を本誌にとりまとめ致しましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

平成24年度は、組合員の皆さま並びに当地域の復旧・復興支援を最優先に考え、震災復旧関連融資への積極的対応や、事業基盤・生活基盤の再建に向けたコンサルティング活動等に全力で取組んで参りました。

平成25年度も引続き「復旧・復興支援」に全力で取組むとともに、皆さまの復興への経営課題ともなっている貸出条件変更や、円滑な金融機能の発揮につきましても、これまで以上に積極的に対応して参る方針でございます。

今後とも、地元協同組織金融機関として皆さまのお役にたち、信頼・支持され続けるよう、役職員一同全力で活動して参りますので、より一層のご支援とご協力のほど、心よりお願い申し上げます。

石巻商工信用組合
理事長／木村 繁

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和30年 9月／石巻商工会議所を飯店舗として開設、営業開始
- 昭和43年10月／宮城県収納代理金融機関の指定を受ける
- 昭和44年12月／本店店舗新築
- 昭和57年 2月／オンラインシステムスタート
- 昭和59年 8月／全銀データ通信システム加盟
- 昭和60年 1月／第2次オンラインシステムスタート
- 平成 2年 7月／都市銀行、地方銀行等とのCDオンライン提携実施
- 平成 3年 5月／第3次オンラインシステムスタート
- 平成 5年 9月／日本銀行蔵入復代理店復託業務取扱いの許諾を受ける
- 平成 6年 3月／証券業務取扱いの認可を受ける
- 平成11年 5月／ポスト第3次オンラインシステムスタート
- 平成13年 4月／渡波支店開店
- 平成17年 9月／創立50周年を迎える
- 平成19年 5月／第5次オンラインシステムスタート
- 平成21年11月／稲井支店開店
- 平成23年 3月／東日本大震災により被災
- 平成23年 4月／本店・本部は中里支店内、湊支店は渡波支店内にて営業再開

事業方針

経営理念

創造 ・ 奉仕 ・ 共存

経営方針

石巻商工信用組合は、地域の皆さまとのふれあいを大切に、金融・情報・相談サービスを通じて、豊かでゆとりある暮らしをともに考え、地域社会の発展に貢献します。

行動基準

感謝 私たちは、常に感謝の気持ちを持って、いつでも笑顔でおお客様の声にこたえます。

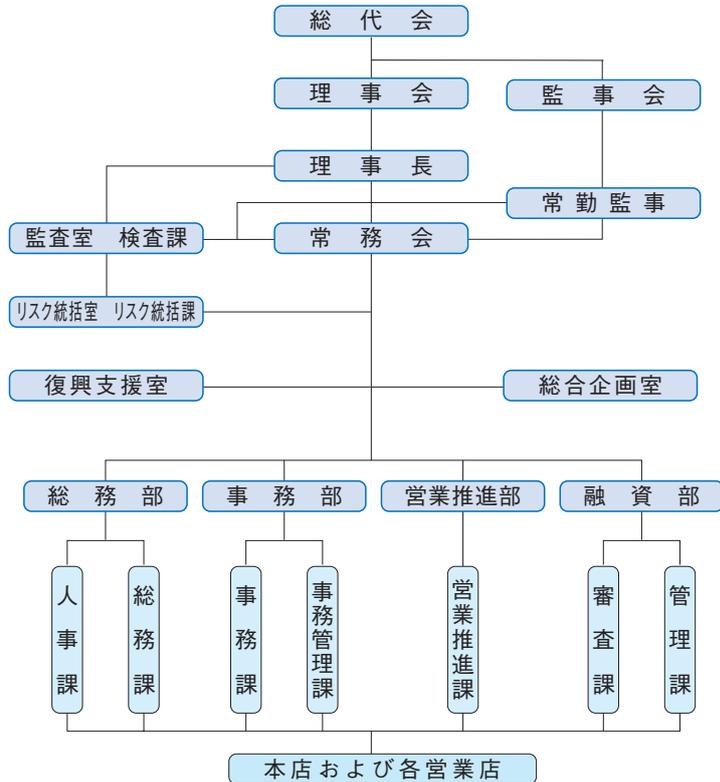
創意 私たちは、お客様との対話を大切に、常に有用な情報の提供と活用に取り組みます。

向上 私たちは、自分の仕事に誇りと自信を持ち、常に自身自身の成長に努めます。

信頼 私たちは、仕事を通じて、お客様の信頼にこたえ続けます。

共栄 私たちは、お客様の豊かでゆとりある暮らしと、地域社会の発展に貢献することにより、共存共栄を目指します。

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(平成25年6月18日現在)

理事長／木村 繁	理事／近江 恵一(※)
常務理事／亀山 昭一	理事／松本 賢(※)
常務理事／丹野 清一	理事／佐藤幸太郎(※)
常務理事／梶谷 啓二	常勤監事／美濃 徹
常勤理事／佐藤 友章	員外監事／小山 孝
理事／阿部 達男(※)	員外監事／植松 博史

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

平成24年度 経営環境・事業概況

平成24年度の当地域環境は、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、公共インフラをはじめ各方面で大きく動き始めている一方、未だ多くの方が住宅や事業の再建に着手すら出来ず、ようやく復興のスタートラインに辿り着いたのが実情と思われます。

また、国内経済は、政府が円高・デフレからの脱却や雇用・所得の拡大を目指し緊急経済対策を決定したことにより、景気回復への期待感が高まっておりますが、当地域経済は、震災からの復旧が進む中、販路や収益の確保が課題となっており、今しばらく厳しい経済情勢が続くものと思われます。

このような状況の下、当組合では災害関連融資への取組みや、二重ローン問題への対応を積極的に行うとともに、復旧・復興に向けたコンサルティング活動を全力で展開して参りました。

また、収支面等におきましては、震災復興関連の低金利融資が増加し、貸出金利息収入が減少しましたが、経費削減への取組みと、お客様の復旧に伴い前期に計上しておりました貸倒引当金の取崩し等により、当期純利益4億72百万円を計上しました。

さらに、自己資本比率につきましても、15.66%を確保し、国内基準の4%を大きく上回る安定した財務基盤を確保しております。

組合員の推移

(単位:人)

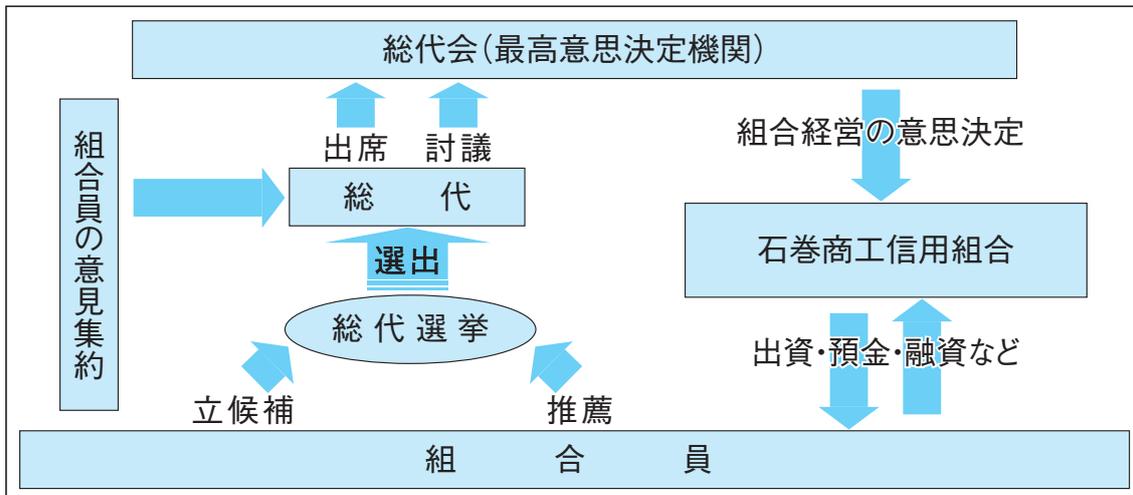
区分	平成23年度末	平成24年度末
個人	20,144	20,042
法人	2,092	2,148
合計	22,236	22,190

総代会について

総代会の仕組みと機能

信用組合は、組合員同士の『相互扶助』の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

しかしながら、当組合の組合員数は22,190名(平成25年3月末現在)と多数のため、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

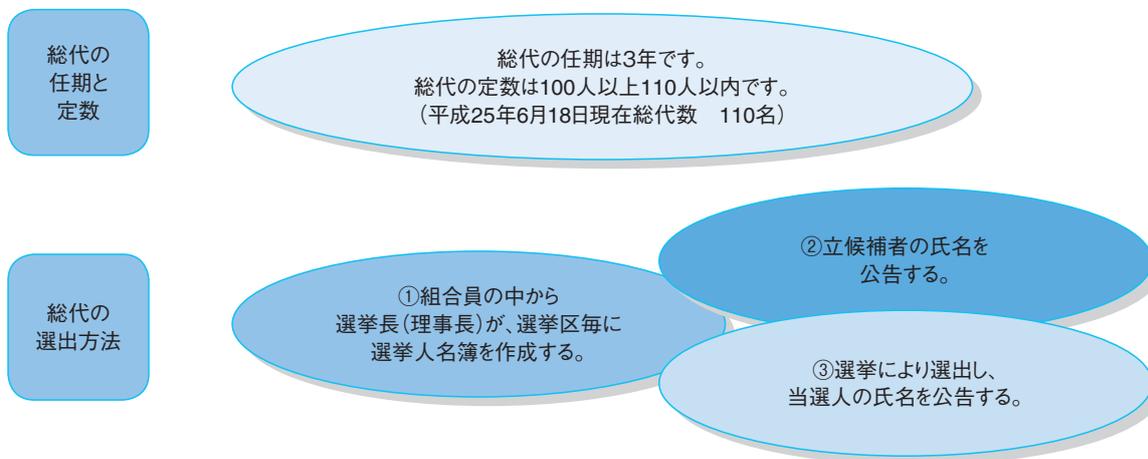


総代の役割

総代は、組合員一人一人の意見を適正に反映できるよう組合員の中から選任され、定款の変更、決算の承認、理事・監事の選任等の重要事項を決議する重要な役割を担っております。

総代の任期と定数および選出方法

総代の任期は3年となっており、定数については定款により「100人以上110人以内」と定められております。また、総代の選出方法および地区別等については「総代選挙規定」に定められております。



総代地区懇談会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、平成19年11月より総代地区懇談会を毎年開催し、当組合の経営状況や経営計画等についての詳細なご説明をさせていただきます。

平成24年度においても2日間開催し、当組合の仮決算概況、決算見込み、地域復興支援活動の強化、電債ネットの概要等についてご説明するとともに、各総代よりは利用者側に立った視点でのご意見をいただいております。



総代会について

第58期定時総代会の報告

平成25年6月18日開催の第58期通常総代会において、次の報告および決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案どおり承認可決されました。

報告事項

第58期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第58期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第59期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員の法定脱退に関する件



総代のご紹介

(平成25年6月18日現在 110名)

選挙区		総代数	総代氏名						
			(敬称略:五十音順)						
第1区	本店	23名	阿部一喜代 石森 義信 尾形 清雄 鈴木 隆男	阿部 幸一 板橋 一男 幸田 一男 蛭田 仁	阿部 達男 大野 晃 小松 信雄 福村 健	阿部 真也 近江 恵一 近藤 良一 森岡 茂	栗野 勝義 大森 祥市 白出 征三 渡辺 紀一	石巻ガス(株) 尾形 和昭 鈴木 啓三	
	中里支店	8名	阿部 博昭 宮本 正隆	阿部 正美 和田 純大	久我 成道	佐藤 吉則	高橋 宏治	武田 幸一	
	湊支店	10名	相沢恵二郎 木村 克也	浅野 亨 千田 敬寿	阿部 貞夫 布施 三郎	石川 佳洋 渡邊 隆徳	石巻魚市場(株)	及川 幸八	
	蛇田支店	7名	阿部 晃 山本光二郎	伊藤 昇市	太田 卓男	小野 芳男	高橋 周一	高橋 忠男	
	大街道支店	9名	伊藤 和男 橋爪 英紀	大槻 勝男 松本 賢	斎藤 匡 松本 俊彦	佐藤 佑	島 英人	丹野 和夫	
	渡波支店	8名	阿部 善司 武田 信市	阿部 友宏 西抜登喜夫	内海 浩二	及川 市朗	高砂 光延	高橋 徳義	
第2区	矢本支店	8名	阿部 輝男 松本 憲雄	石川 和典 毛内 忠男	大江 元広	櫻井 征也	菅井 正幸	菅原 三郎	
	松島支店	5名	小野 明文	檜崎 希之	鈴木 秀治	高橋 静男	手代木政廣		
第3区	前谷地支店	9名	相澤 孫克 佐々木久義	池田 憲彦 佐藤 敬一	伊藤 忠文 高橋 英一	後藤 昭裕	齋藤 正秀	佐々木榮一	
	豊里支店	6名	阿部 勝治	阿部 二郎	大沼 弘輝	今野 忠教	只野九十九	只野 佳旦	
	登米支店	3名	猪股 育夫	桑原 衛	吉田 勝春				
第4区	飯野川支店	14名	及川 薫 佐藤幸太郎 横山 宗一	岡 武志 佐藤 康仁 渡辺 弘	小野寺善治郎 武山 徳蔵	佐々木勝也 武山 良一	佐々木貴美雄 宮城十條林産(株)	佐々木昭吉 山部 和男	

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～34年
その他	2年～34年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当組合は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これによる当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。
上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果に上記の引当を行っております。
なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は128百万円であります。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)

年金資産の額	283,431百万円
年金財政計算上の給付債務の額	315,534百万円
差引額	△32,103百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金提出割合
(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
0.700%
 - 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高32,103百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金12百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給付の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 固定資産撤去損失引当金は、翌事業年度以降に実施予定の固定資産撤去工事に備えるため、費用を合理的に見積ることが可能な工事について、当該見積額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 619百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,171百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は11百万円、延滞債権額は10,076百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,088百万円であり、
なお、14から17に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、1,526百万円であり、
- 担保に提供している資産は、以下のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 1,000百万円
担保資産に対応する債務 一百万円
上記のほか、為替取引のために預け金800百万円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金41百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は、5,001円76銭であります。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
なお、当組合ではデリバティブ取引は行っていません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理方針及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部によるチェックが行われ、また、定期的に常務会および理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関しては、総務部において金利変動を見込んだALMシミュレーションに基づく収支計画を策定し、常務会及び理事会において確認・今後の対応等の協議を行い、実績について四半期ごとに常務会及び理事会に報告しております。
(ii)価格変動リスクの管理
有価証券の市場運用商品保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用リスク管理規定等に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、株式の時価や格付及び財務状況などはモニタリングしております。
これらの情報は総務部を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、市場金利をベースに、200ベース・ポイントを上乗せした金利を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、市場金利が2.00%上昇したものと想定した場合の時価は、1,735百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達および運用に関する長短のバランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	76,058	76,164	106
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	714	720	6
その他有価証券	68	68	—
(3) 貸出金(*1)	57,225		
貸倒引当金(*2)	△1,868		
	55,357	57,479	2,122
金融資産計	132,199	134,433	2,234
(1) 預金積金(*1)	130,283	130,095	△187
金融負債計	130,283	130,095	△187

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	12
投資事業組合出資金(*1)	2
組合出資金(*1)	200
合 計	214

(*1) 非上場株式、投資事業組合出資金及び組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差 額
国 債	34百万円	34百万円	0百万円
社 債	660	665	5
小 計	694	700	6

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差 額
国 債	1百万円	1百万円	0
社 債	20	19	△0
小 計	20	19	△0
合 計	714	720	6

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	62百万円	50百万円	11百万円
小 計	62	50	11

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	6百万円	7百万円	△1百万円
小 計	6	7	△1
合 計	68	58	10

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、株式2百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1) 時価が取得原価と比較して50%以上下落した場合、(2) 時価が取得原価と比較して30%以上50%未満下落した有価証券で、格付等を考慮した当組合所定の基準に該当する場合であります。

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	7	16	10	—
国 債	120	560	—	—
社 債	127	576	10	—
合 計	127	576	10	—

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,551百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,551百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	444百万円
固定資産の減損損失	111百万円
税務上の繰越欠損金	14百万円
役員退職慰労引当金	8百万円
減価償却超過額	8百万円
その他	32百万円
繰延税金資産小計	620百万円
評価性引当額	△620百万円
繰延税金資産合計	1百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2百万円
繰延税金負債合計	2百万円
繰延税金負債の純額	2百万円



損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
経常収益	1,746,733	1,958,157
資金運用収益	1,552,005	1,519,065
貸出金利息	1,337,078	1,270,659
預け金利息	191,734	228,890
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	11,868	8,604
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	11,323	10,910
役務取引等収益	93,871	101,285
受入為替手数料	59,869	61,678
その他の役務収益	34,002	39,606
その他業務収益	9,797	5,344
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	9,797	5,344
その他経常収益	91,059	332,461
貸倒引当金戻入益	—	306,707
償却債権取立益	40,975	22,998
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	50,084	2,755
経常費用	3,255,509	1,360,501
資金調達費用	77,496	71,949
預金利息	70,610	65,428
給付補填備金繰入額	6,832	6,479
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	25	14
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	27	26
役務取引等費用	85,564	75,225
支払為替手数料	16,687	17,744
その他の役務費用	68,876	57,480
その他業務費用	1,749	568
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,749	568
経費	1,270,769	1,186,122
人件費	827,883	799,761
物件費	430,124	367,932
税金	12,761	18,428
その他経常費用	1,819,930	26,636
貸倒引当金繰入額	1,514,254	—
貸出金償却	264,295	5,733
株式等売却損	—	—
株式等償却	47	2,972
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	15,000	—
その他の経常費用	26,333	17,930
経常利益又は経常損失(△)	△ 1,508,775	597,655

科 目	平成23年度	平成24年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	331,439	124,404
固定資産処分損	12,214	742
減損損失	314,309	96,430
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	4,915	27,231
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 1,840,214	473,251
法人税、住民税及び事業税	2,773	1,023
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	2,773	1,023
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 1,842,988	472,228
繰越金(当期首残高)	82,999	82,088
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(△)	△ 1,759,989	554,316

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- 出資1口当たりの当期純利益 490円47銭
- 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
宮城県石巻市	営業用店舗 2ヶ所	土地	95,406
		その他の有形固定資産	1,023
合 計			96,430

当組合は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。

上記営業用店舗については、地価の著しい下落、及び東日本大震災の影響により今後十分なキャッシュフローが見込めないことから、土地・その他の有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上致しました。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、割引率を1.958%として算定した使用価値と、不動産鑑定評価額等に基づき算定した正味売却価額を営業店毎に比較し、いずれか高い方の金額を回収可能価額としております。

- その他の特別損失27,231千円は、固定資産撤去損失引当金繰入額であります。

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
当期末処分剰余金又は 当期末処理損失金(△)	△ 1,759,989	554,316
積立金等取崩額	1,851,718	2,328
剰余金処分数額	9,640	449,201
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	9,640	19,201
	(年2.00%の割合)	(年4.00%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	430,000
繰越金(当期末残高)	82,088	107,443

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
人 件 費	827,883	799,761
報酬給料手当	668,136	658,105
退職給付費用	67,646	50,747
そ の 他	92,100	90,908
物 件 費	430,124	367,932
事務費	158,185	147,510
固定資産費	76,562	57,724
事業費	34,175	32,603
人事厚生費	10,079	6,569
減価償却費	72,901	46,581
そ の 他	78,219	76,943
税金	12,761	18,428
経費合計	1,270,769	1,186,122

粗利益

(単位:千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
資金運用収益	1,552,005	1,519,065
資金調達費用	77,496	71,949
資金運用収支	1,474,508	1,447,116
役務取引等収益	93,871	101,285
役務取引等費用	85,564	75,225
役務取引等収支	8,307	26,059
その他業務収益	9,797	5,344
その他業務費用	1,749	568
その他業務収支	8,048	4,776
業務粗利益	1,490,864	1,477,952
業務粗利益率	1.31 %	1.11 %

(注)業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
役務取引等収益	93,871	101,285
受入為替手数料	59,869	61,678
その他の受入手数料	34,002	39,606
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	85,564	75,225
支払為替手数料	16,687	17,744
その他の支払手数料	507	402
その他の役務取引等費用	68,369	57,078

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
受取利息の増減	△133,012	△ 32,939
支払利息の増減	△36,162	△ 5,547

業務純益

(単位:千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
業務純益	△47,763	297,468



自己資本の充実状況

(単位:百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度	項 目	平成23年度	平成24年度
(自 己 資 本)			自己資本総額 (A)+(B)=(C)	4,496	4,963
出 資 金	481	479	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
非累積的永久優先出資	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
優先出資申込証拠金	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
資本準備金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
その他資本剰余金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	—	—
利益準備金	481	479	控除項目不算入額 (△)	—	—
特別積立金	3,270	3,700	控除項目計 (D)	—	—
繰越金(当期末残高)	82	107	自己資本額 (C)-(D)=(E)	4,496	4,963
その他	—	—	(リスク・アセット等)		
自己優先出資(△)	—	—	資産(オン・バランス)項目	25,978	28,683
自己優先出資申込証拠金	—	—	オフ・バランス取引等項目	181	166
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,947	2,844
営業権相当額(△)	—	—	リスク・アセット等計 (F)	29,107	31,694
のれん相当額(△)	—	—			
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	自己資本額 (C)-(D)=(E)	4,496	4,963
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
基本的項目(A)	4,314	4,765	資産(オン・バランス)項目	25,978	28,683
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	オフ・バランス取引等項目	181	166
一般貸倒引当金	472	482	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,947	2,844
負債性資本調達手段等	—	—	リスク・アセット等計 (F)	29,107	31,694
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—			
補完的項目不算入額(△)	290	284	単体Tier1比率(A/F)	14.82%	15.03%
補完的項目(B)	181	198	単体自己資本比率(E/F)	15.44%	15.66%

(注)「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

1.自己資本調達手段の概要(平成24年度末現在)

自己資本は、基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されております。

平成24年度末の自己資本の基本的項目につきましては、地域の皆さまよりの出資金479百万円と、当組合が積み立ててまいりました特別積立金・利益準備金等4,286百万円の合計額4,765百万円となっております。

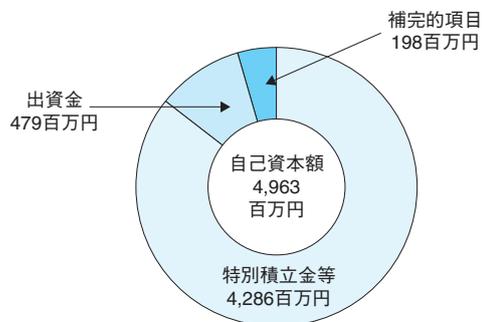
また、補完的項目としては、198百万円となっております。

なお、当組合では期限付劣後債務等は該当ございません。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

預金の増加に伴う預け金残高の大幅な増加により、リスク・アセット計が2,586百万円増加しましたが、当期純利益472百万円確保等により、自己資本総額が前期比466百万円増加し、自己資本比率(15.66%)はもとより、Tier1比率(15.03%)についても国内基準である4%をはるかに上回り、経営の健全性・安全性を十分に保っております。

将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じて業務純益を確保し、適正償却・引当後の利益処分での自己資本増加による着実な向上を図ることを基本施策としております。



主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	1,998,022	1,950,078	1,801,036	1,746,733	1,958,157
経常利益又は経常損失(△)	118,502	168,102	214,590	△ 1,508,775	597,655
当期純利益又は当期純損失(△)	73,696	125,302	△ 70,194	△ 1,842,988	472,228
預金積金残高	85,730,668	86,526,078	85,464,362	108,920,941	130,283,185
貸出金残高	55,787,668	55,818,681	54,110,136	55,113,893	57,225,880
有価証券残高	2,880,012	1,790,127	1,090,672	975,282	797,578
総資産額	92,680,854	93,550,467	92,315,204	113,773,842	135,581,249
純資産額	6,177,356	6,290,968	6,191,092	4,319,417	4,792,296
自己資本比率(単体)	18.65 %	19.91 %	21.25 %	15.44 %	15.66 %
出資総額	485,644	484,923	483,107	481,388	479,060
出資総口数	971,288 □	969,847 □	966,214 □	962,777 □	958,121 □
出資に対する配当金	19,463	19,406	19,350	9,640	19,201
職員数	131 人	128 人	125 人	123 人	147 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3.平成24年度より、契約内容が正職員に近い契約職員については、職員数に含めております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	23年度	113,525 百万円	1,552,005 千円	1.36 %	
	24年度	133,141	1,519,065	1.14	
	うち	23年度	52,784	1,337,078	2.53
	貸出金	24年度	55,452	1,270,659	2.29
	うち	23年度	59,389	191,734	0.32
	預け金	24年度	76,537	228,890	0.29
	うち	23年度	700	15,287	2.18
	金融機関貸付金	24年度	700	15,246	2.17
	うち	23年度	82	2,986	3.60
	買入金銭債権	24年度	70	2,742	3.91
	うち	23年度	1,068	11,868	1.11
	有価証券	24年度	881	8,604	0.97
資 金 調 達 勘 定	23年度	109,494	77,496	0.07	
	24年度	128,956	71,949	0.05	
	うち	23年度	109,478	77,443	0.07
	預金積金	24年度	128,944	71,907	0.05
	うち	23年度	—	—	—
	譲渡性預金	24年度	—	—	—
うち	23年度	10	25	0.25	
借入金	24年度	5	14	0.24	

(注)1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成23年度28百万円、平成24年度10百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2.「うち貸出金」には「うち金融機関貸付金」を含んで算出・表示しております。

オフバランス取引の状況

該当事項なし

(注)オフバランス取引:本表に記載するオフバランス取引とは、先物取引・スワップ取引・オプション取引等の派生商品取引です。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成23年度	平成24年度
総資産経常利益率	△1.29	0.44
総資産当期純利益率	△1.58	0.35

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回 (a)	1.36	1.14
資金調達原価率 (b)	1.22	0.97
資金利鞘 (a-b)	0.14	0.17

先物取引の時価情報

該当事項なし

(注)先物取引:取引所に上場された定型商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のことです。

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成23年度			平成24年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	25	26	0	34	34	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	860	867	7	660	665	5
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	885	894	8	694	700	6
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	20	19	△0	20	19	△0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	20	19	△0	20	19	△0
合 計		905	914	8	714	720	6

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	12	12
その他の証券(投資事業組合出資金)	1	2
合 計	13	14



その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成23年度			平成24年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	19	13	6	62	50	11
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		19	13	6	62	50	11
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	36	47	△ 11	6	7	△ 1
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		36	47	△ 11	6	7	△ 1
合 計		56	61	△ 5	68	58	10

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「株式」には、非上場株式は含まれておりません。
 3. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。
 4. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし



経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	9	5
その他業務収益合計	9	5

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
1店舗当りの預金残高	9,076	10,856
1店舗当りの貸出金残高	4,592	4,768

預貸率及び預証率

(単位:%)

区分	平成23年度	平成24年度	
預貸率	(期末)	50.59	43.92
	(期中平均)	48.21	43.00
預証率	(期末)	0.89	0.61
	(期中平均)	0.97	0.68

(注)1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

常勤役員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
常勤役員1人当りの預金残高	844	851
常勤役員1人当りの貸出金残高	427	374

(注)平成24年度より、契約内容が正職員に近い契約職員については、常勤役員数に含めて1人当りの各残高を算出しております。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	44,801	40.9	52,529	40.7
定期性預金	64,518	58.9	76,222	59.1
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	158	0.2	192	0.2
合計	109,478	100.0	128,944	100.0

(注)「その他の預金」は、別段預金、納税準備預金の合計です。

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	84,110	77.2	83,577	64.2
法人	24,810	22.8	46,705	35.8
一般法人	21,915	20.1	21,759	16.7
金融機関	29	0.0	27	0.0
公金	2,865	2.6	24,918	19.1
合計	108,920	100.0	130,283	100.0

(注)「個人」には、個人事業者を含んでおります。

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項目	平成23年度末	平成24年度末
財形貯蓄残高	176	179

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
固定金利定期預金	60,727	84,156
変動金利定期預金	25	21
その他の定期預金	—	—
合計	60,752	84,177

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	880	1.7	1,170	2.1
手形貸付	4,904	9.3	3,769	6.8
証書貸付	45,941	87.0	49,717	89.7
当座貸越	1,058	2.0	795	1.4
合計	52,784	100.0	55,452	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	32	3.0	29	3.4
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	962	90.1	776	88.1
株式	73	6.9	73	8.4
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	0	0.0	1	0.1
合計	1,068	100.0	881	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	平成23年度末 平成24年度末	0 7	14 16
地 方 債	平成23年度末 平成24年度末	— —	— —	— —	— —
短 期 社 債	平成23年度末 平成24年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	平成23年度末 平成24年度末	320 120	560 560	— —	— —
外 国 証 券	平成23年度末 平成24年度末	— —	— —	— —	— —
その他の証券	平成23年度末 平成24年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	平成23年度末 平成24年度末	320 127	574 576	10 10	— —

(注)有価証券のうち、株式残高(平成23年度末68百万円、平成24年度末81百万円)及びその他の証券(投資事業組合出資金)(平成23年度末1百万円、平成24年度末2百万円)は除いております。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
		当組合預金積金	平成23年度末 平成24年度末	1,975 1,473
有 価 証 券	平成23年度末 平成24年度末	— —	— —	— —
動 産	平成23年度末 平成24年度末	— —	— —	— —
不 動 産	平成23年度末 平成24年度末	5,185 4,256	9.4 7.4	162 132
そ の 他	平成23年度末 平成24年度末	— —	— —	— —
小 計	平成23年度末 平成24年度末	7,161 5,729	12.9 10.0	162 132
信用保証協会・信用保険	平成23年度末 平成24年度末	36,659 39,536	66.5 69.0	2 1
保 証	平成23年度末 平成24年度末	7,201 6,727	13.0 11.7	10 9
信 用	平成23年度末 平成24年度末	4,091 5,233	7.4 9.1	62 60
合 計	平成23年度末 平成24年度末	55,113 57,225	100.0 100.0	237 203

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
固定金利貸出	35,416	40,021
変動金利貸出	19,696	17,204
合 計	55,113	57,225

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	700	6.8	707	7.5
住宅ローン	9,616	93.2	8,668	92.5
合 計	10,317	100.0	9,376	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	7,275	13.2	6,950	12.1
農 業、林 業	211	0.3	213	0.3
漁 業	104	0.1	144	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	179	0.3	159	0.2
建 設 業	10,586	19.2	11,867	20.7
電気、ガス、熱供給、水道業	278	0.5	231	0.4
情報通信業	42	0.0	45	0.0
運輸業・郵便業	4,364	7.9	4,720	8.2
卸売業・小売業	8,980	16.2	9,155	15.9
金融業・保険業	701	1.2	720	1.2
不動産業	860	1.5	1,115	1.9
物品賃貸業	504	0.9	476	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	267	0.4	203	0.3
飲食業	621	1.1	884	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	185	0.3	116	0.2
教育、学習支援業	90	0.1	85	0.1
医療、福祉	287	0.5	238	0.4
その他のサービス	3,661	6.6	3,993	6.9
その他の産業	243	0.4	246	0.4
小 計	39,448	71.5	41,567	72.6
地方公共団体	3,290	5.9	4,452	7.7
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	12,375	22.4	11,205	19.5
合 計	55,113	100.0	57,225	100.0

(注)1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2.「個人」には、業種が個人のほか、資金用途が住宅資金・個人消費資金等の貸出金が含まれております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	35,816	65.0	36,232	63.3
設 備 資 金	19,297	35.0	20,993	36.7
合 計	55,113	100.0	57,225	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
貸出金償却額	264	5

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成23年度		平成24年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	472	272	482	9
個別貸倒引当金	1,865	1,122	1,409	△455
貸倒引当金合計	2,338	1,395	1,892	△445

(注)当組合は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成23年度	4,110	2,724	1,385	4,110	100.0
	平成24年度	5,394	4,166	1,228	5,394	100.0
危険債権	平成23年度	5,318	4,556	479	5,036	94.6
	平成24年度	4,694	4,361	181	4,542	96.7
要管理債権	平成23年度	—	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—
不良債権計	平成23年度	9,428	7,280	1,865	9,146	97.0
	平成24年度	10,088	8,527	1,409	9,936	98.4
正常債権	平成23年度	45,966				
	平成24年度	47,381				
合 計	平成23年度	55,394				
	平成24年度	57,470				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	
破綻先債権	平成23年度	17	5	12	100.0
	平成24年度	11	4	6	100.0
延滞債権	平成23年度	9,399	7,266	1,850	96.9
	平成24年度	10,076	8,521	1,402	98.4
3か月以上延滞債権	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成23年度	—	—	—	—
	平成24年度	—	—	—	—
合 計	平成23年度	9,417	7,272	1,862	97.0
	平成24年度	10,088	8,526	1,409	98.4

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ。会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の算定等に関して規定を定めております。

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	50

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」45百万円、「退職慰労金」4百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「職員退職金給与規定」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

法令等遵守体制(コンプライアンス体制)

当組合では、コンプライアンスを経営の最重点課題と位置づけ、リスク統括室を統括部署とし、各営業店・本部各課にコンプライアンス担当者を配置して体制の構築を図るとともに、必要に応じて弁護士・税理士等の外部専門家よりの助言を受ける体制を整備しております。また、コンプライアンス統括部署において事業年度毎に実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し理事会の承認を受け、さらに各営業店及び本部各課においてもコンプライアンス・プログラムを策定し、統括部署にて実施状況を確認・指導を行い、定期的に常務会・理事会に取組状況を報告しております。加えて、理事会承認のもと「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規定」を制定するとともに、コンプライアンス遵守の具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」も弁護士のリーガル・チェックを経て策定するとともに、法令等改正により必要に応じて同マニュアルを見直し、改定も実施しております。また、一人一人のコンプライアンス遵守意識を高めるため、統括部署による研修に留まらず各営業店・本部各課においても内部研修を実施するほか、全職員に対し「コンプライアンス自己診断」を毎年実施し、結果をフィードバックする等、継続的に法令等遵守の風土醸成を図り、地域の皆様に一層信頼・信用される金融機関を今後も目指してまいります。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

- (1) 組織としての対応**
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (2) 外部専門機関との連携**
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (3) 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断**
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
- (4) 有事における民事と刑事の法的対応**
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- (5) 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止**
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理体制

— 定性的事項 —

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要・・・該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項・・・該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評価・計測	当組合では、「リスク管理債権」を、自主分類コードにより電算にて毎月管理しております。また「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保・保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しており、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の仕分けは行っておりません。

- 株式会社 格付投資情報センター(「R&I」)
- 株式会社 日本格付研究所(「JCR」)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(「Moody's」)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(「S&P」)

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、保証、預金担保、不動産などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、保証や担保による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、保証又は担保に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、保証又は担保が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱に努めております。当組合が扱った担保の保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等があり、他に自組合預金・積金、不動産等がありますが、その手続きについては、当組合が定める各種規定及び「不動産担保評価要領」等の各種要領により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規定・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	<p>オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。</p>
管理方針・体制	<p>当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施するとともに、各営業店においても毎月店内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、事務部事務管理課は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、事務部及び関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。</p> <p>システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」に基づき、運用面や管理体制を対象としてシステムチェックを実施し、システムの安全性・信頼性の確保に努めております。また、万一災害や障害発生によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合、お客様に対するサービスに出来る限り支障が出ないよう業務を継続するためマニュアルの整備と障害を想定した訓練を行っております。</p> <p>その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェック及び対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。</p>
評価・計測	<p>事務リスクについては、内部監査の実施結果及び「事務ミス対応マニュアル」に基づいた「事務ミス報告書」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」のチェック表に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。</p> <p>また、チェック結果による営業店の現状を常務会に報告、併せてチェック結果を業績評価に組み入れしており、その他リスクについても都度、評価等を実施しております。</p>

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、「基礎的手法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーショナル・リスク量の算出を行っております。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = \text{オペレーショナル・リスク量}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{※粗利益} = \text{業務粗利益} - (\text{国債等債券売却益} + \text{国債等債券償還益}) + (\text{国債等債券売却損} + \text{国債等債券償還損} + \text{役員取引等費用(アウトソーシング費用に該当するもの)}) \end{array} \right]$$

顧客保護等管理態勢

●顧客保護等管理態勢

当組合は、「顧客保護」を重点課題とし、理事会承認のもと「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を制定し、お客さまの正当な利益の確保及びその利便性の向上を図りながら、お客さまからの信頼を確保するため法令等を遵守して、以下の態勢について誠実かつ公正に事業を遂行しております。

お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまへの正確かつ適切な商品説明と情報提供を行うとともに、お客さまからの相談・苦情等については、相談・苦情窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を確保して、ご理解を得られるように努めております。

また、平成22年10月1日に施行された金融ADR制度に対応して、当組合内窓口のほか「しんくみ相談所」あるいは「東京弁護士会紛争解決センター」「第一東京弁護士会仲裁センター」「第二東京弁護士会仲裁センター」へお客さまから直接お申し出いただくことも可能です。

お客さまの情報については、適法かつ適切な手段で取得するとともに、不正なアクセスや流出等の防止のため適切かつ十分な安全保護管理を致しております。さらに、当組合がその業務を外部委託する場合にも、お客さまの情報管理について外部委託先のチェックを行っております。

経営内容

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。
管理方針・体制	当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規定」を基本規定とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「有価証券運用リスク管理規定」「有価証券の保有目的区分規定」「有価証券減損処理規定」「有価証券ロスカット規定」の各規定に基づき、適正に運用・管理しております。 尚、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規定、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
評価・計測	株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出し常務会に報告するとともに、半期ごとに時価評価のほか業種別や格付別等の分析結果を常務会・理事会に報告しております。また、出資先の業況把握については、出資先のディスクロージャー誌や決算書等により経営業況の確認を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金・貸出金・有価証券など）が、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響については、定期的に評価・計測を行い、常務会に報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	一定の市場金利の変動（金利ショック）を想定した場合の銀行勘定の金利リスク量（下記の算定手法に基づくBPVによる資産価値の変動額）や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収支への影響度などについて、ALMシステムにより定期的な計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量（BPVによる資産価値の変動額）は、以下の定義に基づき算定しております。

(1) 計測手法

信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムによる「再評価方式」を採用しております。

「再評価方式」とは、現時点（計算基準日時点。以下同じ。）における資産・負債についてキャッシュ・フローを計算し、現時点の市場金利から作成したイールドカーブ（注1）と、金利変動後（200bpの平行移動）のイールドカーブの2つで計算した現在価値の差額をとり、直接「金利ショック下での現在価値変動額」を計算する方法です。

(2) コア預金（注2）

対象：無利息預金（当座預金、普通預金のうち決済用預金、別段預金）を除く、流動性預金全般を対象としております。

算定方法：以下の①から③のうち、最小の額を上限として算出しております。

①過去5年の最低残高（毎月末残高）

②過去5年間の最大年間流出量（当該月末残高と前年同月末残高との比較より算出）を現残高から差し引いた残高

③現残高の50%相当額

満期：2.5年を満期として計上しております。

(3) 計測対象

預金・貸出金・有価証券・預け金等の金利感応資産・負債、および買入金銭債権を対象としております。

但し、無利息預金や金利更改が明確でない延滞貸出金等は計測の対象外としております。

(4) 金利ショック幅

200bp（2%）の平行移動により算出しております。

(5) リスク計測の頻度

四半期ごとに算出しております。

（注1）イールドカーブ：償還までの期間（残存年数）の異なる金利を結んでグラフにしたもの。

（注2）コア預金：明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。

（単位：百万円）

	平成23年度	平成24年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,784	1,741

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する事項…自己資本の充実状況P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.19をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	26,160	1,046	28,849	1,153
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	26,160	1,046	28,849	1,153
(i) ソブリン向け	—	—	0	0
(ii) 金融機関向け	12,324	492	16,079	643
(iii) 法人等向け	2,534	101	2,643	105
(iv) 中小企業等・個人向け	8,132	325	6,446	257
(v) 抵当権付住宅ローン	474	18	766	30
(vi) 不動産取得等事業向け	785	31	943	37
(vii) 信用保証協会付	333	13	356	14
(viii) 3か月以上延滞等	126	5	272	10
(ix) その他	1,448	57	1,342	53
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	2,947	117	2,844	113
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	29,107	1,164	31,694	1,267

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(viii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、「名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)へのエクスポージャー」及び資産のうち「有形・無形固定資産、買入金銭債権」等のエクスポージャーが含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
製造業	7,403	7,079	7,391	7,068	—	—	—	—	27	26
農業、林業	289	288	289	288	—	—	—	—	—	—
漁業	210	242	210	242	—	—	—	—	7	5
鉱業、採石業、砂利採取業	187	159	187	159	—	—	—	—	—	—
建設業	11,127	12,331	11,125	12,329	—	—	—	—	72	58
電気、ガス、熱供給、水道業	284	235	284	235	—	—	—	—	—	—
情報通信業	43	46	42	45	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,389	4,742	4,389	4,742	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	9,264	9,424	9,261	9,421	—	—	—	—	74	160
金融業、保険業	59,046	77,856	704	722	881	680	—	—	—	—
不動産業	873	1,126	873	1,126	—	—	—	—	49	—
物品賃貸業	504	476	504	476	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	275	208	275	208	—	—	—	—	—	—
飲食業	716	962	716	962	—	—	—	—	3	—
生活関連サービス業、娯楽業	185	116	185	116	—	—	—	—	111	35
教育、学習支援業	90	85	90	85	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	288	238	288	238	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,119	4,418	4,118	4,416	—	—	—	—	106	77
その他の産業	305	306	305	306	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	3,323	4,497	3,293	4,455	25	34	—	—	—	—
個人	10,856	9,819	10,856	9,819	—	—	—	—	162	120
その他	2,328	2,805	9	8,803	—	—	—	—	—	—
業種別合計	116,115	137,470	55,404	57,470	907	715	—	—	616	484
1年以下	39,058	57,046	6,213	7,568	321	127	—	—		
1年超3年以下	26,407	29,464	3,438	3,608	333	312	—	—		
3年超5年以下	6,650	7,393	6,408	7,128	242	265	—	—		
5年超7年以下	8,236	9,378	8,149	9,300	10	10	—	—		
7年超10年以下	19,376	18,060	19,376	18,060	—	—	—	—		
10年超	11,262	11,369	11,262	11,369	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	5,123	4,758	554	434	—	—	—	—		
残存期間別合計	116,115	137,470	55,404	57,470	907	715	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種別の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形・無形固定資産、買入金銭債権等が含まれております。
4. 上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、総合口座貸越等が含まれております。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.15をご参照ください。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成23年度	平成24年度
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度		
製造業	53	325	272	△ 36	325	289	256	1
農業、林業	4	8	4	△ 1	8	6	—	—
漁業	8	19	11	△ 8	19	11	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	9	22	12	△ 10	22	11	—	—
建設業	157	152	△ 4	△ 48	152	104	2	0
電気、ガス、熱供給、水道業	—	165	165	△ 7	165	158	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	0	41	40	△ 14	41	27	—	—
卸売業、小売業	241	504	262	△ 107	504	397	3	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	1	55	53	42	55	98	0	—
物品賃貸業	—	0	0	△ 0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	0	0	△ 0	0	—	—	—
飲食業	0	2	1	11	2	14	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	95	95	△ 0	△ 79	95	16	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	108	154	45	△ 68	154	85	0	0
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	59	315	255	△ 126	315	189	1	3
合計	743	1,865	1,122	△ 455	1,865	1,409	264	5

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	平成23年度	平成24年度
0%	30,182	34,630
10%	9,750	9,535
20%	58,117	76,890
35%	825	1,386
50%	455	212
75%	10,792	8,607
100%	5,963	6,094
150%	26	115
350%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	116,115	137,470

(注) 1. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

なお、当組合預金担保充分のエクスポージャーについては、リスク・ウェイト区分0%に計上しております。

2. 格付が付与されている信用供与の割合が、信用供与の額全体の1%未満のため、格付有無の区分は省略しております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,279	1,719	6,359	5,870	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	379	303	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け	1,803	1,311	4,162	2,766	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	0	1	1,859	2,827	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	16	17	194	154	—	—
⑦ 信用保証協会付	50	65	—	—	—	—
⑧ 3か月以上延滞等	0	—	63	45	—	—
⑨ その他	28	20	79	76	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「⑨その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には「名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)向けエクスポージャー」が含まれます。

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

●投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区 分		出資等エクスポージャー					
		取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	うち、その他有価証券で市場価格等の時価のあるもの		
					うち益	うち損	
上 場 株 式	平成23年度	49	61	56	△ 5	6	11
	平成24年度	57	58	68	10	11	1
非 上 場 株 式 等	平成23年度	213	—	—	—	—	—
	平成24年度	214	—	—	—	—	—
合 計	平成23年度	263	61	56	△ 5	6	11
	平成24年度	272	58	68	10	11	1

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 「売買目的有価証券」は該当ございません。

3. 「非上場株式等」には、全国信用協同組合連合会への出資金、その他出資金、及びその他の証券(投資事業組合出資金)を含んでおります。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	0	2

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
評 価 損 益	△ 5	10

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社及び関連会社の評価損益)

該当事項なし

国際業務

外国為替取扱高

(単位:千ドル)

区分	平成23年度	平成24年度
買 易	—	—
輸出	—	—
輸入	—	—
買 易 外	—	—
合 計	—	—

(注)全国信用協同組合連合会の取次業務として取扱っております。
(直接の取扱いはございません。)

外貨建資産残高

(単位:千ドル)

項目	平成23年度	平成24年度
外貨建資産残高	—	—

(注)外貨建資産はございません。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
全国信用協同組合連合会	132	106
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	37	32
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	35	27
独立行政法人 住宅金融支援機構	3,553	4,166
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	62	60
その他	—	—
合 計	3,820	4,393

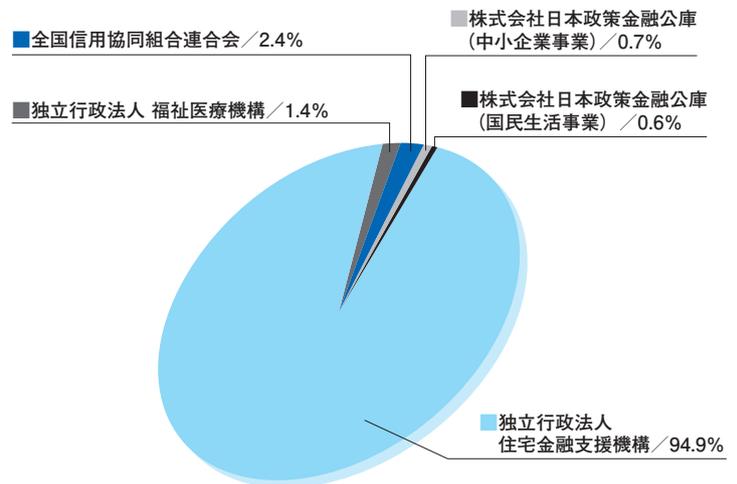
証券業務

国債窓販実績

(単位:百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
国債	—	43

平成24年度末公庫・機構等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第58期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成25年6月18日

石巻商工信用組合

理事長 木村 繁



内国為替取扱実績(送金・振込・代金取立)

(単位:百万円)

区分	平成23年度	平成24年度
	取扱金額	取扱金額
他の金融機関向け	77,850	79,009
他の金融機関から	114,849	117,499
合 計	192,699	196,508

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

その他業務

主な手数料一覧

(平成25年7月1日現在)

種 類			手数料	
振込	当組合 本店	自店宛	3万円未満 3万円以上	無料 無料
		他店宛	3万円未満 3万円以上	210 円 420 円
	他 行		電信扱	3万円未満 3万円以上
		文書扱	3万円未満 3万円以上	420 円 630 円
	送金		本店	
		他 行	電信扱 普通扱(送金小切手)	
代金取立	本店	自店宛 他店宛		無料 420 円
		他 行	同一交換所における手形 その他地域	無料 至急扱 普通扱
	その他		振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料(630円を超える実費を要する場合その実費)	
		種 類		
当座預金	小切手帳 1冊(50枚)	組合員 非組合員		1,575 円 2,100 円
		約束手形帳 1冊(50枚)	組合員 非組合員	
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)			3,150 円
	マル専手形 (1枚につき)			525 円
自己宛小切手			420 円	
通帳証書等再発行			1,050 円	
カード再発行			1,050 円	
証明書発行手数料	残高証明書 利息証明書	店頭渡し 1通 郵 送 1通		210 円 525 円
		各種資格証明書 1通		1,050 円
	夜 間 金 庫 (年 額)			31,500 円
当組合ATM手数料(払戻1回につき)		当組合カード	その他	
平日18時まで(土曜14時まで)		無料		105 円
平日18時以降(土曜14時以降)		無料		210 円
日曜日・祝日		無料		210 円
種 類			組合員	非組合員
で ん さい	契約料		無料	無料
	月額基本料金		無料	無料
	発生記録	当組合宛	315 円	735 円
		他行宛	630 円	1,050 円
	譲渡記録	当組合宛	210 円	735 円
		他行宛	420 円	1,050 円
	分割記録	当組合宛	315 円	735 円
		他行宛	630 円	1,050 円
	決済(でんさいを受取る債権者負担)		105 円	210 円
	保証記録		420 円	1,050 円
	支払等記録		420 円	1,050 円
	変更記録	オンライン	420 円	1,050 円
		書 面	1,050 円	1,575 円
	承諾等		無料	無料
開示請求	通常開示	無料	無料	
	特例開示	2,625 円	3,150 円	
残高証明書発行		3,675 円	4,200 円	
支払不能情報照会		2,625 円	3,150 円	
上記以外	オンライン	105 円	105 円	
	書 面	1,050 円	1,050 円	

(注) 上記の手数料には消費税を含んでおります。

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の募集の取扱業務

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、

(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務



地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地元の中小企業の皆さまや住民の方々方が組合員となって、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小企業の皆さまや住民の方々一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さま・組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

融資を通じた地域貢献

平成24年度は、東日本大震災からの復旧・復興にかかる設備資金・運転資金やグループ化補助金のつなぎ資金等のニーズに対応し、積極的に取組みしております。又、震災関連公的制度融資や当組合プロパー商品の「東日本大震災復興支援融資」を積極的に取組み、地域の皆さまへ資金を提供し経営安定に支援しております。

さらに、個人の皆さまには、生活基盤の確立に重要な住宅新築等の資金として「住宅ローン」、「リフォームローン」、及び「災害復旧ローン」等、個人ローンを積極的に取組みしており、今後とも地域の経済的発展および生活基盤安定のため融資の取組みにより寄与してまいります。

取引先への支援状況等

当組合は、お取引先の経営改善支援のため財務内容改善等に対し、コンサルティング機能発揮により、中小企業支援活動を積極的に取組みしております。

平成24年度は経済産業省の支援機関として中小企業支援制度「中小企業支援ネットワーク強化事業」を活用し、お取引先の皆さまが抱える「経営改善」、「経営革新」、「創業支援」、「事業承継」等の様々な課題に応じて、「アドバイザー」が中心となり、専門家派遣・窓口相談・経営セミナー等を通じて中・長期的な事業発展への支援体制を強化し、地域経済の復興と発展に向け経営相談支援事業に積極的に取組みしております。

文化的・社会的貢献に関する活動

(1) 子どもと家庭の健全育成活動への寄付

当組合は、全国信用協同組合連合会等と連携して、クレジットカード[しんくみピーターバンク]の取扱いを通じ、お客さまに一切の負担をおかけすることなく、利用代金の一定割合と当組合の助成金を含め、平成13年度より各地区の子供会育成会連合会等に寄付して、その活動を支援しております。

平成24年度は、石巻市子ども会育成会、東松島市子ども会育成連合会、石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会、他2団体へ、それぞれ寄付金を贈呈いたしました。

(2) 防犯パトロール活動・こども110番連絡所

地域社会への貢献活動の一環として、所轄の警察署とタイアップし、地域住民が安心して暮らせる町づくりを目指して、平成18年5月より渉外活動を通じた防犯パトロール活動を展開しております。合わせて、地域の子供たちが危険を感じた時の緊急避難所として、営業店を「こども110番連絡所」としております。

(3) 献血活動

信用組合業界では、社会貢献活動として輸血用血液への献血活動を行っており、平成24年度も業界全体で2,500名余が献血に参加しました。当組合においても、役員職員49名が積極的に献血活動に参加しました。

預金者保護(ATMセキュリティ対策等)

当組合は預金者保護として、ATMセキュリティ等について以下の対策を実施しております。

(1) 暗証番号の変更は、当組合のATMでお客さまが簡単にお手続きできます。

「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等、類推されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めしております。又、暗証番号変更時には「類推されやすい暗証番号」のチェックを実施しております。

(2) 取引限度額等の設定

お客さまのご預金保護のため、ATMでの1日のご利用限度額について「現金支払および振込」各々100万円以内と定めておりますが、お客さまのご希望に応じて、口座ごとに「ATMでの1日の支払限度額および振込限度額」を100万円以内(千円単位)で各々設定することができます。また、「取引可能店舗の制限」の設定も可能ですので、ご希望される場合は、窓口にお申し出下さい。

(3) ATMコーナーの安全対策

ATMの前面に、後方確認のための鏡を設置して、覗き見防止の対策を講じております。

また、「振り込め詐欺」防止対策として、携帯電話を使用しながらATMを操作すると音声や光によって係員に代わり注意を呼びかけます。(矢本支店、大街道支店)

(4) 偽造キャッシュカード等の被害への補償

偽造・盗難カード被害に対して、預金者保護法に基づく補償のほか、法律が規定していない被害に対しても、当組合の補償基準に基づき補償を実施する制度がございますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出下さい。

(5) 休業日のATM利用時におけるトラブル対応

◆通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の場合のご連絡先
047-498-0151にご連絡願います。

◆ATM操作時のトラブル発生等のご連絡方法
ATMコーナー備付けの専用電話をご利用願います。

地域サービスの充実

(1)ATMの利用手数料無料化

当組合発行のカードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日、祝日等でも組合員・組合員以外に係わらず全ての方に無料でご利用いただけます。なお、当組合では、全国すべての金融機関(Mics・SANCS加盟)のCD・ATMのご利用手数料を、組合員及び組合員家族の皆さまに限り無料でご利用(月間3回まで)いただけるサービスの提供をしております。

セブン銀行との提携 ▷▷▷ 日中の手数料は無料

当組合のキャッシュカードで「セブン・イレブン」や「イトーヨーカドー」等に設置のセブン銀行ATMで、「お引出し」「お預入れ」「残高照会」がご利用いただけます。

[当組合キャッシュカードのセブン銀行での取扱時間帯・手数料無料時間帯]

曜日	取扱時間帯	手数料無料時間帯
平日	7:00~22:00	8:45~18:00
土曜日	8:00~19:00	9:00~14:00
日曜日・祝日	8:00~19:00	(1件105円)

(2)「しんくみふれあい相談コーナー」の設置

当組合では、営業時間外でも各種ローンのご相談に応じられるよう「しんくみふれあい相談コーナー」を設置しております。

- ・ 取扱店 全店に設置しておりますので、お気軽に各営業店にご連絡下さい。
- ・ 開催日時 月～金曜日(祝祭日を除く)午前9時から午後7時
(午後3時以降をご希望の場合は事前にご予約願います。)

(3)窓口営業時間のご案内

当組合では、全店舗午前9時より午後3時まで窓口営業を行っております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(1)苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【石巻商工信用組合 総務部】 電話番号0225-95-3333

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、店頭ポスター、あるいは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.ishinomakisyokou.shinkumi.jp/>

(2)紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

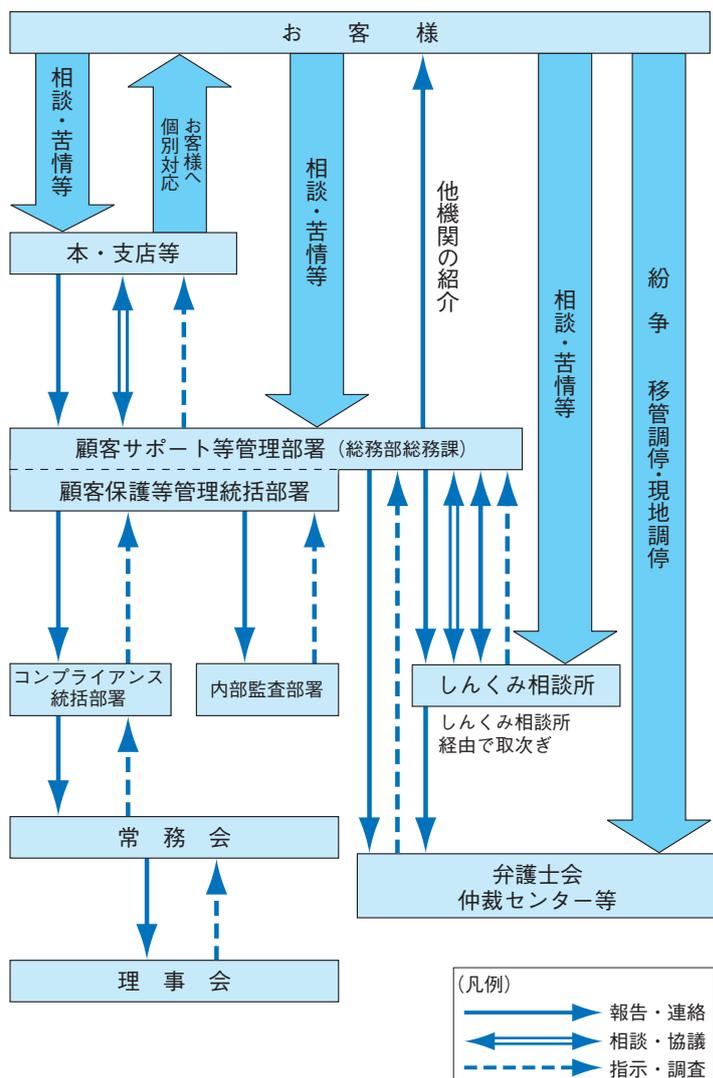
【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

当組合の苦情受付・対応態勢 (平成25年7月1日現在)



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合では、地域金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の円滑な資金の供給や中小企業の皆さまの経営支援など地域密着型金融の推進に取組んでおります。このような中、中小企業の経営課題や経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しており、私どもはこうした状況を踏まえコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様が抱える経営課題に対して適時・適切な解決策をご提案し事業の経営支援に継続的に取組んでまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合では、平成24年よりお客様の復興を支援する専門部署として「復興支援室」を設置し、各種経営支援に対応すべく、営業店と本部各課が連携して経営課題に対する支援を行っております。平成23年には(独)中小企業基盤整備機構と業務提携し、ネットワークによる連携を通じた取組みを推進し、中小企業支援の態勢を強化しております。又、当組合では平成23年度より経済産業省の「中小企業支援ネットワーク事業」を活用した相談支援や中小企業診断士等による専門家派遣の取組み対応を強化し、コンサルティング機能を発揮した支援態勢となっております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

●創業・新規事業支援融資取組実績

営業店と営業推進課が連携して、創業・新規事業開拓に対する支援の取組を行いました。

(単位:件数、百万円)

	平成24年度実績	
	件数	金額
創業・新事業支援融資実績	11	158

●中小企業支援ネットワーク強化事業の取組状況

経済産業省の「中小企業支援ネットワーク強化事業」を活用して、中小企業診断士等による相談支援並びに専門家派遣による経営支援活動を行いました。

(単位:件数)

平成24年度実績		相談件数	専門家派遣件数
相談内容・派遣内訳	経営革新	115	60
	事業再生	7	3
	事業承継	46	16
	震災関連	25	13
	その他	34	17
	合計	227	109

●中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関の取組状況

平成24年11月に経済産業省より経営革新等支援機関として第1号認定を受けました。

平成24年度は「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金事業」の相談支援を1社行いました。

又、経営改善・事業再生研修に職員を派遣し、経営改善支援能力向上に努めました。

●経営改善支援の取組状況

平成24年度は復興支援室・審査課・管理課が営業店と連携して、経営改善支援を行う先として、45先を選定しモニタリングによる支援や中小企業診断士等の専門家支援により、お客様の経営改善に取組みました。

又、「SKK中小企業再生支援システム」を活用し、企業診断を行い経営改善計画書策定の支援を行いました。

●外部講師活用による職員のスキルアップ

平成24年は中小企業診断士を講師に「目利き研修」講座を開催し、当組合の営業担当者13名を派遣し、中小企業支援等のスキルアップを図りました。

地域の活性化に関する取組状況

●(独)中小企業基盤整備機構との連携セミナーの開催

平成25年3月復興支援セミナー「今だからこそ考える、自社の大切な資産~更なる復興と飛躍を目指して」をテーマに開催、中小企業の代表者の皆さま45名参加があり復興支援のアドバイスを行いました。又、個別相談として3社経営相談を行いました。

●地方公共団体、経済団体等との連携

平成24年度は商工会議所等主催の「石巻地方の復興懇談会」・「石巻市と石巻商工会議所との懇談会」・「復興大臣との意見交換会」・「コンパクトシティいのまき・街なか創生協議会」等の意見交換会に積極的に参加しました。

●ビジネスマッチング物産展等への出展支援

共立信用組合と連携し、当地の中小企業の出展を支援し、平成24年度は1社ビジネスマッチング物産展へ参加し、復興支援及び地元商品をPRしました。

●東北工業大学との連携取組

平成23年より東北工業大学と業務提携し、中小企業の「新技術」・「ものづくりの高度化」等の相談の態勢整備を行い、平成24年度は「復興大学」の相談支援に1社取組しました。

●販路拡大等連携支援の取組

信用組合業界のネットワークを活用し、青森県信用組合・都留信用組合・いわき信用組合のお取引先様用の景品に、復興支援の一環として当地5社の地元商品を紹介しました。

金融円滑化推進に関する当組合の対応方針等

当組合では基本理念に基づき、従来より地域への円滑な資金の供給や、お客様の経営改善あるいは再生に向けた支援など、地域密着型金融の推進に積極的に取り組んでまいりましたが、現状の経済金融情勢や雇用環境等により、お客様がお借入の返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店でより適切にお客様からのご相談に対応するため、「金融円滑化推進についての当組合の方針」を定め、金融円滑化の推進に向けた取組みを一層強化してまいります。

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付に係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等により返済が困難となった場合（東日本大震災関連含む）には、当組合の本店、各営業店の「金融相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付に係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合（東日本大震災関連含む）には、当組合の本店、各営業店の「金融相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。
また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫）、信用保証協会、(独)住宅金融支援機構、㈱地域経済活性化支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

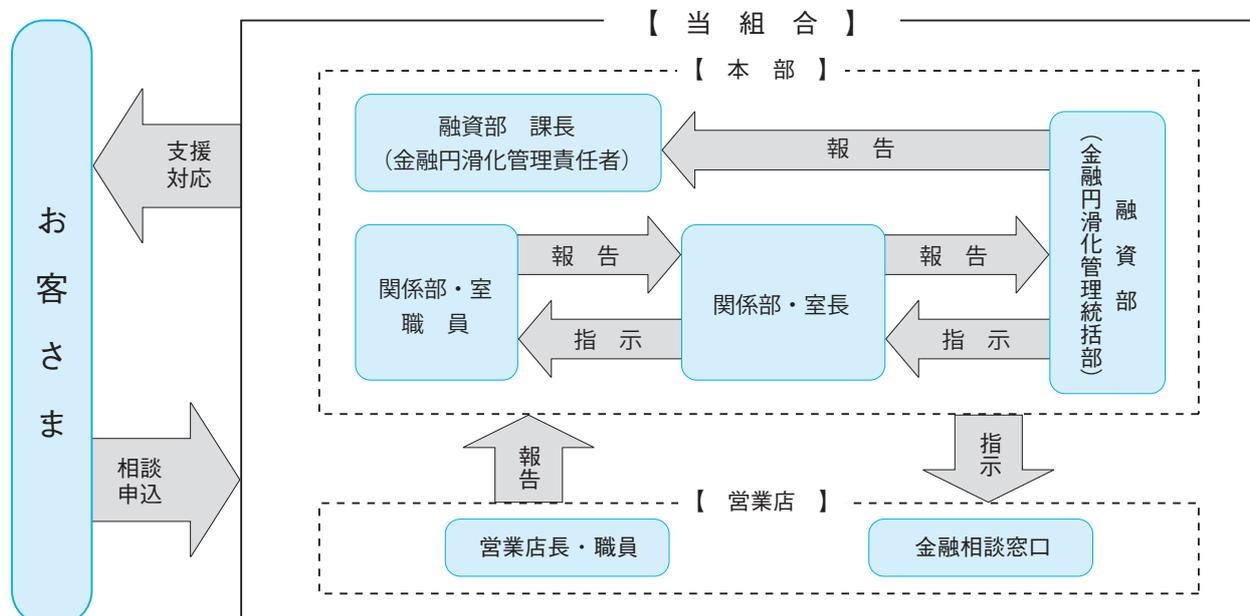
V. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。
また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

*中小企業金融円滑化法期限到来後の貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合では、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、これまでと同様に積極的かつ柔軟に対応するなど全役職員をあげて、中小企業等の金融の円滑化に向けた取組みを強化してまいります。

金融円滑化に関する当組合の相談受付等の体制



地域密着型金融の推進として、提案・相談・コンサルティング活動を展開しております。

- 主な支援内容**
- ①新事業展開（経営革新、地域資源活用、農商工等連携、新連携）
 - ②創業、事業再生及び再チャレンジ
 - ③事業承継
 - ④ものづくりの高度化
 - ⑤新たな経営手法への取組み（ITを活用した経営力強化、知的資産経営）

①新事業展開支援

●経営革新

中小企業の「新商品開発」「新サービスの開発」「新しい販売方法の導入」など新事業活動を支援致します。新事業活動を推進することで「売上」と「利益」の向上が図れるよう、中小企業診断士などのコンサルタントがアドバイスを致します。また「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の経営革新計画の認定を支援し、低利融資や保証協会枠の拡大など国の支援策活用をサポート致します。

●地域資源活用

地域の特徴的な素材や技術（地域資源）の活用によって、中小企業の新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を支援致します。また、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の認定等により、低利融資や補助金、保証協会枠の拡大など国の支援策活用をサポート致します。

●農商工等連携

農林漁業者との連携（農商工等連携）によって、中小企業の新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を支援致します。また、「中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の認定等により、低利融資や補助金、保証協会枠の拡大などの国の支援策活用をサポート致します。

②創業、事業再生及び再チャレンジ支援

●創業支援

創業を目指す方には、創業計画策定をアドバイス致します。また、当該業界の情報や国の支援策などの有益な情報を提供致します。

●事業再生支援

独自の強みを持ちながら不振に陥った中小企業、急激な環境変化に対応できなくなった中小企業経営者の事業再生を支援致します。また、必要に応じて中小企業再生支援協議会との連携により事業の再生を支援致します。

③事業承継支援

親族内及び親族外への事業承継時に生じる様々な課題に悩む中小企業経営者や後継者等を支援致します。必要に応じて事業承継における専門家等のネットワークを有する中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーターと連携しながら、事業承継円滑化を支援致します。

④ものづくりの高度化支援

中小企業独自の技術や広報などを活かした「ものづくりの高度化」を支援し、事業化をサポート致します。

⑤新たな経営手法への取組支援

●ITを活用した経営力強化

中小企業が、ITを活用（インターネットを通じた電子情報や財務会計ソフトウェア等の活用）による財務会計の整備や管理会計の導入等により、自らの経営課題の把握や経営計画の策定、目標達成状況のモニタリングを可能とする仕組み等の構築を支援致します。

●見えない資産の把握・活用（知的資産経営）

中小企業が有する技術や創造力、人脈や信頼等の無形の資産（知的資産）を文書化（「見える化」）する取組みを支援し、取引先や金融機関、従業員等のステークホルダーに対するコミュニケーション能力を向上させ、信用力・経営力の強化を支援致します。

※①～⑤以外の相談につきましても、お気軽にご相談ください。

東日本大震災からの復旧・復興への対応

当組合では、被災された事業者および個人のお客様に対し、適切な金融仲介機能を提供し地域の復旧・復興および地域経済の活性化に向け、ご融資、相談業務、コンサルティング等について、下記の取扱いを行っておりますので、お気軽に各営業店にご相談ください。

ご融資に関する各種相談等

事業復興資金・事業再生資金の申込、返済中の借入金に関する返済猶予・返済金額の変更、その他お借入に関する各種ご相談

災害対応の主な融資商品

事業性のご融資…「東日本大震災復興支援融資」「経営安定資金保証」「経営安定関連保証(国)」等
個人向けご融資…「災害復旧ローン」「住宅ローン」「リフォームローン(住まいる)」等

各種経営・復興相談業務

当組合では震災関連相談窓口を開設し、お客様からの各種相談受付をしております。又、それに加え、以下のネットワークを活用し、より専門的な復旧・復興に向けたお手伝いを行っておりますので、お気軽にご相談ください。

● 経済産業省中小企業支援事業による相談支援

当組合では、平成24年度経済産業省「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として、各種相談内容に応じて、中小企業診断士等による専門家が個別相談を実施、より具体的な復旧・復興の支援を行っております。

● (独) 中小企業基盤整備機構との連携によるサポート支援

(独) 中小企業基盤整備機構との業務連携による中小企業支援施策を活用した支援ネットワークを構築しており、被災地での事業再開を目指す中小企業の皆様が入居できる仮設店舗、仮設工場の連携支援を行っております。

● 東北工業大学との産学連携によるものづくり支援

東北工業大学との業務提携により、被災された中小企業の皆様の「新技術開発」・「ものづくりの高度化」等の相談に応じて、同大学と地域の産業活性化として、連携した研究開発支援を行っております。又、「復興大学」を活用した専門家による支援も行っております。

● SKC中小企業再生支援システムの活用支援(中小企業財務診断支援)

本システムの「企業診断書」等の財務分析資料を基に、現状分析診断を行い、被災された中小企業の皆様の今後の復興経営計画書等作成の支援を行っております。

早期再生に向けた支援策(二重ローン問題の解消)

当組合では以下の施策を、被災されたお客様への重要な支援策と位置づけ適正な運用に努めます。

● 中小企業再生支援協議会の活用

県内中小企業からの再生支援に関する相談に応じ、中小企業者の皆様の抱える経営課題の解消に向け、経営改善に関するアドバイスを行っております。また、相談企業の中から支援対象企業を選定し、再生支援チームを編成のうえ、中小企業者の皆様が主体的に行う経営改善計画書の策定及び実行を支援致します。

● 産業復興機構の活用

東日本大震災により被災された県内事業者の皆様の、早期の事業再生を支援するため、二重債務問題に対応する機関として、中小企業基盤整備機構、県、県内地域金融機関等が共同出資し、被災されたお客様の債務を金融機関から買取ることにより、事業者の皆様の財務内容の改善を図り、新たな資金を調達できるよう支援致します。

● (株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用

東日本大震災による被害により、過大な債務を負われている事業者の皆様であって、被災地域で事業の再生を図ろうとされる被災されたお客様に対して、金融機関が有する債権の買取を通じて、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として国が設立した株式会社です。

● 個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理に係る対応

東日本大震災の影響によって、住宅ローンを利用されている個人のお客様が、今後、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題、いわゆる「二重債務問題」について、個人版私的整理ガイドラインにより、金融機関等が、お客様に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な整理により債務免除を行うことにより、お客様の自助努力による生活や事業の再建を支援致します。

● (株)地域経済活性化支援機構の活用

有能な経営資源を有しながらも過大な債務を負っている中堅事業者の皆様、中小企業者の皆様、その他の事業者の皆様の事業の再生を支援する目的として、国の認可法人として設立された株式会社です。

店名	住所	電話	ATM
本部	〒986-0815 宮城県石巻市中里一丁目3-5(中里支店内)	0225-95-3333	
本店	〒986-0815 宮城県石巻市中里一丁目3-5(中里支店内)	0225-95-3331	
中里支店	〒986-0815 宮城県石巻市中里一丁目3-5	0225-96-2075	1台
湊支店	〒986-2111 宮城県石巻市三和町5-1(渡波支店内)	0225-96-8311	
蛇田支店	〒986-0865 宮城県石巻市丸井戸二丁目2-6	0225-93-8081	1台
大街道支店	〒986-0859 宮城県石巻市大街道西二丁目1-2	0225-95-9511	1台
渡波支店	〒986-2111 宮城県石巻市三和町5-1	0225-25-0855	1台
飯野川支店	〒986-0101 宮城県石巻市相野谷字飯野川町110	0225-62-2311	1台
前谷地支店	〒987-1101 宮城県石巻市前谷地字上棲屋5-1	0225-72-3079	1台
松島支店	〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字町58-3	022-354-3426	1台
矢本支店	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字北浦35-1	0225-82-6866	1台
豊里支店	〒987-0361 宮城県登米市豊里町新田町46	0225-76-3024	1台
登米支店	〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池中町14-1	0220-52-3252	1台

※震災により、本店・本部は中里支店内、湊支店は渡波支店内にて営業しております。

《宮城県》
 石巻市 (全域)
 東松島市 (全域)
 牡鹿郡 女川町
 宮城郡 松島町
 黒川郡 大郷町
 大崎市 (全域)
 遠田郡 涌谷町・美里町
 登米市 (全域)
 本吉郡 南三陸町
 気仙沼市 本吉町

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

<p>■ ごあいさつ2</p> <p>【概況・組織】</p> <p>1. 事業方針2</p> <p>2. 事業の組織2</p> <p>3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*2</p> <p>4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*32</p> <p>5. 自動機器設置状況32</p> <p>6. 地区一覧32</p> <p>7. 組合員数2</p> <p>【主要事業内容】</p> <p>8. 主要な事業の内容25</p> <p>9. 信用組合の代理業者 取扱いなし</p> <p>【業務に関する事項】</p> <p>10. 事業の概況2</p> <p>11. 経常収益11</p> <p>12. 業務純益9</p> <p>13. 経常利益(損失)11</p> <p>14. 当期純利益(損失)11</p> <p>15. 出資総額、出資総口数11</p> <p>16. 純資産額11</p> <p>17. 総資産額11</p> <p>18. 預金積金残高11</p> <p>19. 貸出金残高11</p> <p>20. 有価証券残高11</p> <p>21. 単体自己資本比率11</p> <p>22. 出資配当金11</p> <p>23. 職員数11</p> <p>【主要業務に関する指標】</p> <p>24. 業務粗利益及び業務粗利益率*9</p> <p>25. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支* 9</p> <p>26. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘* 11</p> <p>27. 受取利息、支払利息の増減*9</p> <p>28. 役員取引の状況9</p> <p>29. その他業務収益の内訳14</p> <p>30. 経費の内訳9</p>	<p>31. 総資産経常利益率*11</p> <p>32. 総資産当期純利益率*11</p> <p>【預金に関する指標】</p> <p>33. 預金種目別平均残高*14</p> <p>34. 預金者別預金残高14</p> <p>35. 財形貯蓄残高14</p> <p>36. 常勤役員1人当り預金残高14</p> <p>37. 1店舗当り預金残高14</p> <p>38. 定期預金種類別残高*14</p> <p>【貸出金等に関する指標】</p> <p>39. 貸出金種類別平均残高*14</p> <p>40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*15</p> <p>41. 貸出金金利区分別残高*15</p> <p>42. 貸出金使途別残高*15</p> <p>43. 貸出金業種別残高・構成比*15</p> <p>44. 預貸率(期末・期中平均)*14</p> <p>45. 消費者ローン・住宅ローン残高15</p> <p>46. 代理貸付残高の内訳24</p> <p>47. 常勤役員1人当り貸出金残高14</p> <p>48. 1店舗当り貸出金残高14</p> <p>【有価証券に関する指標】</p> <p>49. 商品有価証券の種類別平均残高* 取扱いなし</p> <p>50. 有価証券の種類別平均残高*14</p> <p>51. 有価証券種類別残期間別残高*15</p> <p>52. 預証率(期末・期中平均)*14</p> <p>【経営管理体制に関する事項】</p> <p>53. 法令等遵守体制*17</p> <p>54. 反社会的勢力に対する基本方針17</p> <p>55. リスク管理体制*17.18.19</p> <p>資料編20.21.22.23</p> <p>(パーゼルIIに関する事項を含む)</p> <p>56. 顧客保護等管理態勢18</p> <p>57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*27</p> <p>【財産の状況】</p> <p>58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書* 5.6.7.8.9</p>	<p>59. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*16</p> <p>(1) 破綻先債権</p> <p>(2) 延滞債権</p> <p>(3) 3か月以上延滞債権</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権</p> <p>60. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*16</p> <p>61. 自己資本充実状況(自己資本比率明細)*10</p> <p>(パーゼルIIに関する事項を含む)</p> <p>62. 有価証券、金銭の信託等の評価*12.13</p> <p>63. 外貨建資産残高24</p> <p>64. オフバランス取引の状況11</p> <p>65. 先物取引の時価情報11</p> <p>66. オプション取引の時価情報 取扱いなし</p> <p>67. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*15</p> <p>68. 貸出金償却の額15</p> <p>69. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について24</p> <p>70. 会計監査人による監査*24</p> <p>【その他の業務】</p> <p>71. 内国為替取扱実績24</p> <p>72. 外国為替取扱実績24</p> <p>73. 国債窓販実績24</p> <p>74. 主な手数料一覧25</p> <p>【その他】</p> <p>75. 沿革・歩み2</p> <p>76. 継続企業の前提の重要な疑義* 該当なし</p> <p>77. 総代会・地区懇談会について3.4</p> <p>78. 報酬体系について16</p> <p>【地域貢献に関する事項】</p> <p>79. 地域貢献26.27</p> <p>80. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況* 28</p> <p>81. 金融円滑化推進に関する当組合の対応方針等29</p> <p>82. 当組合のコンサルティング機能発揮による中小企業支援活動の展開 30</p> <p>83. 東日本大震災からの復旧・復興への対応31</p>
--	--	--



石巻商工信用組合 本部

〒986-0815 宮城県石巻市中里一丁目3番5号(中里支店内)
 TEL:0225-95-3333 FAX:0225-95-3814